



健康・福祉

子宮頸がん等ワクチン接種を受けた方へ

平成25年3月31日までに、市の助成によりヒトパピローマウイルスワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンのいずれかを接種した方のうち、接種後に何らかの症状が生じ、医療機関を受診した方は、接種との関連性が認定されると医療費・医療手当が支給される場合があります。お心当たりのある方は、請求方法等について左記にお問い合わせください。

(独) 医薬品医療機器総合機構
救済制度相談窓口

☎ 0120(149)931

ご利用にならない場合は(有料)

☎ 03(3506)9411

☎ 健康支援課

☎ 0475(80)1172

母子健康手帳の交付(妊娠届出)について

母子健康手帳の交付場所は、成東保健福祉センターです。医師に妊娠の診断を受けてから、来所してください。パパママサロン、赤

ちゃん訪問などについてご案内いたします。

1月の母子保健法の改正に伴い、妊娠届出書に個人番号(マイナンバー)の記入欄が追加されます。届出時に、個人番号のご記入をお願いします。

☎ 健康支援課

☎ 0475(80)1172

20歳になったら国民年金

国民年金は、20歳から60歳までの方が加入し、保険料を納付する制度です。

老後の生活保障だけでなく、万が一、病気やケガで重い障害が残ったときや、18歳未満の子を残して加入者が亡くなったときなど、受給することができます。

20歳になったら忘れずに加入手続きをしてください。

なお、学生の方や30歳未満の方で、収入が少なく納付が困難な場合は、保険料の支払いを猶予する制度があります。詳しくは国保年金課までお問い合わせください。

☎ 国保年金課

☎ 0475(80)1142

医療費通知を確認しましょう

国民健康保険に加入されている方を対象(世帯主宛)に、医療費通知を1月中旬頃に郵送します。

◆内容に覚えがない場合

医療費通知を確認し、記載内容に不明な点がありましたら、お手元の領収書等をご覧になり医療機関に確認してください。

※医療費通知は、確定申告における医療費控除の証明書としては使用できません。医療機関の領収書は大切に保管しましょう。

☎ 国保年金課

☎ 0475(80)1143

交通事故で被保険者証を使用する場合は届出が必要です

交通事故など第三者(相手)の行為によりけがをした場合で、国民健康保険の被保険者証を使用して治療を受けようとするときは、「第三者行為による傷病届」の届出が必要です。

※無免許運転や飲酒運転など重大な違反を犯した場合は、使用することができません。

《用意するもの》

国民健康保険被保険者証、免許証、印鑑、相手方の連絡先および加入保険などのメモ、交通事故証明書(後日提出も可)

《届出先》

国保年金課国民健康保険係

《医療費負担は加害者の責任》

第三者の行為によって受けた傷病の医療費は、本来加害者が全額負担すべきものです。被保険者証を使用し治療を受けた場合、国民健康保険で加入者の医療費を一時的に立て替え、あとから加害者に費用を請求することになります。

《示談をする前に》

示談を済ませてしまうと、その内容が優先されて国民健康保険で立て替えた医療費を加害者に請求できなくなる場合があります。示談の前に、必ずご相談ください。

☎ 国保年金課

☎ 0475(80)1143

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の申請はお済みですか?

【対象者】

臨時福祉給付金…平成27年度の市民税が課税されていない方

子育て給付金…中学生以下の児童がいる子育て世帯

申請期限は2月1日までです。申請が済んでいない方は早めの申請を!

☎ 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金窓口専用ダイヤル

☎ 0475(80)0033

地方独立行政法人さんむ医療センター リハビリテーション科・栄養科のご紹介!!

リハビリテーション科

リハビリテーション科は、理学療法・作業療法・言語聴覚療法の3部門で運営しております。発症間もない急性期から慢性期までの整形外科、脳血管疾患、内科、外科術後などの患者様を対象に個々のニーズに合わせた機能回復訓練、日常生活動作訓練、言語・摂食訓練などを行っています。

当科では各部門がチーム一丸となり、患者様自身・ご家族が満足できる家庭復帰・社会復帰に少しでも近づける様、回復へのサポートを行う事を目標としております。



☎ 地方独立行政法人さんむ医療センター ☎ 0475(82)2521

栄養科

栄養科は、入院患者様の病状や栄養状態に合わせた食事を提供し、疾病の早期回復・合併症予防のために、診療部門として他職種と連携をとり栄養面からサポートしています。

入院・外来の患者様へ生活習慣病や慢性疾患、消化管術後などの食事について予約制にて栄養指導を行っています。患者様の食習慣と向き合い、食生活の改善を図る事が出来るよう努めています。

また、マタニティクラスでは妊婦さんの食事について指導を行ったり、糖尿病教室や糖尿病塾・レンジ教室等を通して地域貢献活動をしております。



平成28年2月から新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」が始まります

要支援1・2の人が利用する予防給付のうち、訪問介護と通所介護の2つのサービスが全国一律の基準に基づくサービスから、新しい総合事業の訪問型サービスと通所型サービスへ移行します。

◆介護予防・生活支援サービス事業

利用できる方

- ・要支援1・2の認定を受けた方
- ・基本チェックリストで事業対象者と判定された方

利用できるサービス

- ・訪問型サービス ホームヘルパーによる身体介護や掃除・洗濯などの生活援助
- ・通所型サービス 通所介護事業所などでの生活支援・運動機能向上や栄養改善

※介護予防給付の訪問介護と通所介護以外のサービス（訪問看護、福祉用具貸与・購入、住宅改修、ショートステイ等）を利用していた方は、今までどおり介護保険の認定を受けてのサービス利用となります。

◆一般介護予防事業

運動機能向上のための教室等、介護予防に取り組むきっかけを提供する事業です。65歳以上の全ての人が利用できます。

◆介護保険の認定を受けている人の変更点

要支援1・2の人で、現在サービスを利用している人は、認定の有効期間中は継続して同じサービスを利用できます。認定更新通知時に対象者の方には総合事業のご案内を同封いたします。

☎ 高齢者福祉課 ☎ 0475(80)2641

サービスを利用するには

現在、介護予防（要支援1・2）サービスを利用していますか。認定を受けていますか。

はい

訪問介護（ホームヘルプ）・通所介護（デイサービス）のみを利用している、または利用したいと思っている。

いいえ

はい

いいえ

訪問看護、福祉用具、住宅改修、ショートステイなどのサービスを利用しているか、利用したいと思っている。

はい

サービスの利用を検討している人は地域包括支援センターへご相談ください。

要介護・要支援認定の申請をしてください。